

<別紙>

臨時福祉給付金の加算措置対象者の見直しの考え方と今後の対応

1. 経緯と見直しの理由

- 市町村が加算対象者の確認事務を行うためのリストについては、本年6月に日本年金機構から各市町村に情報提供したところです。
- 今般、このリストの中に、従来の要領に定められていた「3月分の年金の受給権があり、4月分又は5月分の年金が6月支払期に支払われる方」のほか、「3月分の年金の受給権はないが、4月分又は5月分の年金が6月支払期に支払われる方」が含まれていました。
 - ※ 日本年金機構から送付したリストにおける加算対象者は、約1,100万人。このうち、今回判明した「3月分の年金の受給権はないが、4月分又は5月分の年金が6月支払期に支払われる方」の加算対象者は、約10万人。
- これを機に、加算対象者の要件について再検討を行いました。その結果、従来の要領に定められていた「3月分の年金の受給権があり、4月分又は5月分の年金が6月支払期に支払われる方」の中には、実際には支給停止により3月分の年金の受給がない方もいらっしゃることを踏まえれば、3月分の年金の受給権の有無にかかわらず、4月分又は5月分の基礎年金等を受給する方々すべてを加算の対象とすることが適当と判断しました。

2. 今後の対応

- 今般の国の支給要領の改正を踏まえ、各市町村において、支給要綱の改正等の適切な措置を行っていただくよう、お願いしてまいります。
- 今般加算の対象とした「平成26年3月分の年金の受給権はないが、4月分又は5月分の年金が6月支払期に支払われる方」は、日本年金機構から市町村に送付したリストに含まれているので、これに基づいて既に支給などを実施している市町村においては、新たな手続などは生じません。
 - 今般の加算の対象とした方で、加算を受けていない方に対しては、市町村において、追加の加算申請の勧奨を行っていただくよう、お願いしてまいります。
- 日本年金機構においては、今般市町村に送付された加算対象者のリストが当初の要領の定めのおりとなっていなかったことについて、事実関係を精査の上、再発防止策を含めた必要な措置を講じます。